

建設工事 事業者各位

契約課長

**令和3年度 建設工事等の入札・契約制度の改正について（通知）**

日頃より、市川市の公共事業にご協力いただきありがとうございます。

令和3年4月1日以降に市川市が発注する建設工事の入札・契約制度について下記の通り改正を行いましたので、お知らせいたします。

## 記

**1. 監理技術者補佐制度の導入について**

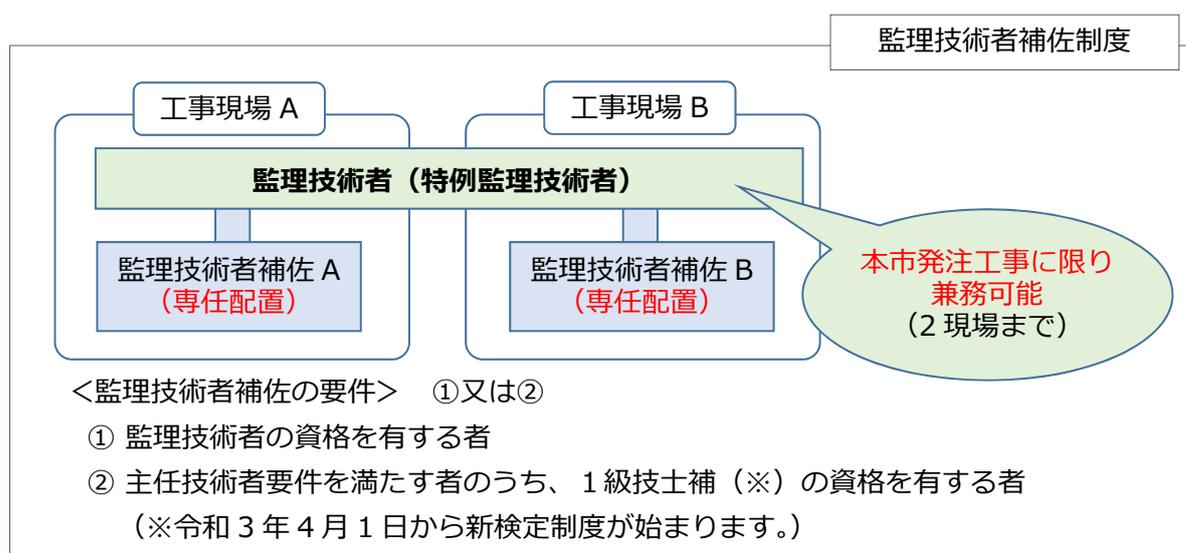
限りある人材の有効活用と若者の入職促進を目的として、令和2年10月1日付で建設業法が改正され、元請の監理技術者に監理技術者補佐を配置することで、監理技術者の専任義務を緩和できるようになりました。

本市においても、令和3年度発注工事より、下記のとおり監理技術者補佐制度を導入いたします。

**(1) 監理技術者補佐制度の概要**

監理技術者補佐を専任で置いた場合、監理技術者は2件まで工事現場の兼務が可能となります。  
ただし、兼務できる工事は、本市発注工事に限ります。

なお、特例監理技術者（2現場を兼務する監理技術者をいう。以下同じ。）を配置する場合は、市川市建設工事指導要綱第6条第5項に定める要件を満たさなければなりません。（別紙1参照）

**(2) 監理技術者補佐制度の適用除外について**

適正な施工の確保を図る観点から、難易度の高い又は特殊性のある建設工事において、監理技術者補佐制度を適用せず、従来通り「監理技術者の専任配置」を求める場合があります。

※ 監理技術者補佐制度の適用可否については、各公告文をご確認ください。

(3) 特例理監理技術者を配置する場合の注意事項

特例監理技術者を配置する場合は、「監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）」に規定されている事項を遵守してください。以下は、一部抜粋したものです。

- ① 監理技術者補佐を専任で配置した場合においても、特例監理技術者に求められる責務は、従前と変わらず、施工計画の作成、工程管理、品質管理など監理技術者に求められる職務を担うこととなります。
- ② 特例監理技術者は、職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導監督することが求められます。

(4) 契約済みの工事における監理技術者補佐制度の適用について

令和3年3月31日までに、監理技術者の専任配置を要件として契約した工事については、令和3年4月1日以降も、監理技術者補佐制度は適用されません。

(例) 令和3年度に、新たに受注した工事が監理技術者補佐制度の適用工事であったとしても、令和2年度から継続中の工事に専任配置されている監理技術者を、当該工事の特例監理技術者として配置することはできません。

## 2. 法定外労災保険の付保状況の確認について

令和2年10月1日付で土木工事特記仕様書を改正し、法定外労災保険の付保の義務付けについて記載しているところですが、今年度発注工事（土木工事）から、契約締結時にその付保状況を確認させていただきます。ご協力をお願いいたします。

（営繕工事については、令和3年度版共通仕様書適用工事から実施します。）

(1) 法定外労災保険とは

公共工事等に従事する者の業務上の負傷等の補償に必要な金額を担保するための保険契約を指します。保険契約の内容については任意です。

(2) 保険付保状況の確認方法

法定外労災保険の付保状況について、以下のとおり工事担当課の確認を受けてください。

- ① 確認時期 契約締結時
- ② 確認書類 保険証券の写し又はこれに代わるものを工事担当課に提示してください。
- ③ その他 上記の提示がない場合は、監督職員から指導を行います。

## 3. 承継者への競争参加資格停止規定の追加について

市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準に、競争参加資格停止の対象となる入札参加適格者（入札に参加する資格を有すると認められる者をいう。）に会社分割による事業承継があった場合、承継者に対しても競争参加資格停止を行うための規定を新たに設けました。

## 4. 入札参加申請書類「特定関係調書」の追加について

市川市入札参加業者適格者名簿において、「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者に該当する他の名簿登載者がいる場合は、入札参加申請の際に、特定関係調書（別紙2）を提出してください。該当しない場合は、提出不要です。

※詳細は、各公告文をご確認ください。

**<注意>** 「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する基準のいずれかに該当する者のした入札は、「入札に関する条件に違反した入札」として無効となりますので、ご注意ください

## 5. 工事請負契約約款の改正について

監理技術者補佐制度の導入等に伴い、所要の改正をおこないました。

## 6. 工事に関連する業務委託契約約款の改正について

約款の一部に誤植がありましたので、修正いたしました。

## 7. 市川市建設工事等契約関係基準集の改正について

(1) 上記1及び3の改正に伴い、下記要領等の改正をおこないました。

- ① 市川市建設工事等資格要件等設定要領
- ② 市川市建設工事等一般競争入札実施要領
- ③ 市川市特定建設工事共同企業体発注基準
- ④ 市川市建設工事指導要綱
- ⑤ 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準
- ⑥ 市川市公共工事入札契約適正化法事務運用要領
- ⑦ 市川市建設工事予定価格公表要領
- ⑧ 市川市公契約要綱

(2) 受注者提出書類として、市川市建設工事指導要綱に定める下記様式の改正をおこないました。

- ① 施工体制台帳（様式第1号）
- ② 再下請通知書（様式第2号）
- ③ 施工体系図（様式第3号）
- ④ 通知書（様式第4号）
- ⑤ 通知書（様式第5号）
- ⑥ 主任技術者等選任通知書（様式第7号）
- ⑦ 特例監理技術者兼務届（様式第7号-2）※新設
- ⑧ 下請業者変更届（様式第8号）

(注意) 特例監理技術者を配置する場合は、「主任技術者等専任通知書」(様式第7号)の他に、「特例監理技術者兼務届」(様式第7号-2)を提出してください。

## 8. 添付書類

別紙1 市川市建設工事指導要綱（第6条抜粋）

別紙2 特定関係調書

問合せ先 財政部 契約課 工事グループ  
(電話：047-712-8593)

## 市川市建設工事指導要綱（第 6 条抜粋）

（主任技術者等の適正な配置）

第 6 条 建設業者は、その請け負った建設工事の適正な施工を確保するため、当該工事現場に主任技術者を設置し、工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

2 市から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するため締結した下請契約の請負代金の総額が 4, 0 0 0 万円以上（当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、6, 0 0 0 万円以上）になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

3 建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号。以下「政令」という。）第 2 7 条に定める建設工事においては、前 2 項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任で設置しなければならない。ただし、監理技術者にあっては、発注者から当該建設工事を請け負った特定建設業者が、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置くときは、この限りではない。

この場合、当該技術者は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事するものとする。

4 前項ただし書の規定は、難易度の高い又は特殊性のある建設工事において、適正な施工の確保を図る観点から、監理技術者を専任で配置する必要があると認められる場合は適用しない。

5 第 3 項ただし書の規定の適用を受ける特例監理技術者の配置を行う場合は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（1）監理技術者補佐を専任で配置すること。

（2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 2 7 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（3）監理技術者補佐は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（4）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。

（ただし、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（5）特例監理技術者が兼務できる工事は、本市が発注した建設工事でなければならない。

（6）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（7）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

# 特定関係調書

年 月 日

市 川 市 長

当社と市川市入札参加業者適格者名簿（工事）に登載されている者（以下「名簿登載者」という。）との間における、特定関係にある会社同士の入札参加制限基準（以下「基準」という。）に規定する資本関係又は人的関係のあるものは、次のとおりです。

1 資本関係がある他の名簿登載者

- ① 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にあるもの（基準3(1)ア関係）

商号又は名称	所在地

- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にあるもの（基準3(1)イ関係）

商号又は名称	所在地

2 人的関係のある他の名簿登載者

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねているもの（基準3(2)ア関係）

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねているもの（基準3(2)イ関係）

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

3 その他入札の適正さが阻害されると認められる他の名簿登載者（基準3(3)関係）

商号又は名称	所在地

住 所  
商号又は名称  
氏 名

印

## 記入上の注意事項

本調書の記入にあたっては、「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する3基準、5留意事項等に従って記載をお願いいたします。

なお、市川市が発注する建設工事、製造の請負、業務委託、物品の購入その他の契約に係る一般競争入札において、この基準のいずれかに該当する者のした入札（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は、「入札に関する条件に違反した入札」として無効となりますので、ご注意ください。

### 特定関係にある会社同士の入札参加制限基準（抜粋）

～略～

#### 3 基準

##### (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

##### (2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

##### (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(1)又は(2)と同視しうる特定関係があると認められる場合

～略～

#### 5 留意事項

##### (1) 人的関係の対象となる役員とは、次に掲げる者をいう。

ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

イ 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）

ウ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

エ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

##### (2) 入札参加者の関係が基準に該当する場合に、本基準を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは差し支えないものとする。

～略～

#### 参 考

##### 3 (3) 上記(1)又は(2)と同視しうる特定関係があると認められる場合とは、一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子、兄弟姉妹等の関係であり、なおかつ公正な入札が阻害されるおそれがある場合などを想定しています。